

氏名	笠岡 恵理子
学位の専攻分野の名称	博士(商学)
学位記番号	甲商第16号(文部科学省への報告番号甲第452号)
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2013年2月27日
学位論文題目	The Effect of Defined Benefit Liability on Firms' Valuations in Japan: Comparison of Japanese GAAP for Retirement Benefits with IAS19
論文審査委員	(主査) 教授 平松 一夫 (副査) 教授 福井 幸男 教授 阪 智香

論文内容の要旨

1. 目的と問題意識

本論文は、2013年度より、新しい退職給付会計基準、すなわち、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、企業会計基準第26号)が適用されるにあたり、退職給付債務、年金資産、退職給付に係る負債、退職給付費用等の退職給付会計を構成する要素の認識・測定方法、およびそれらにおける問題点を明らかにするとともに、企業会計基準第26号が企業の財務諸表および評価に与える影響を予測することを目的としている。

退職給付会計基準は、会計基準の国際的な調和を目的に、2000年度に導入された。それまで企業は一般的に、信託機関に掛金を拠出する際にその拠出額を費用計上するという会計処理のみを行っていた。そのため、退職給付に関する積立状況を貸借対照表で把握することはできなかった。しかしながら、2000年度における退職給付会計基準の導入により、退職給付債務、年金資産、退職給付に係る負債、および退職給付費用を財務諸表に開示することが規定され、企業の退職給付に関する積立状況を認識することが可能となった。この会計基準の導入は、多くの日本企業が多額の積立不足を抱えていることを明らかにしたが、それにより企業の退職給付に関する積立状況を示す退職給付に係る負債の額が、多くの投資家、利害関係者、財務アナリスト等により注目されることとなった。

退職給付会計では、従業員の退職時点、すなわち将来のある一定時点における債務の見積りを行うため、その算定には様々な仮定および予測が必要とされる。また、年金資産を公正価値で評価する際には、株式や社債等の変動の影響を受けるため、退職給付債務および年金資産の算定には、多くの不確実性が存在する。このような債務および資産評価におけるボラティリティを削減するため、特定の構成要素を認識する際に、遅延認識が採用されている。

しかしながら、他の会計基準との整合性や財務諸表の比較可能性を考えると、その会計処理にはいくつかの問題が残されている。その問題の1つを解決するためにこれまでの退職給付会計基準に変更が加えられ、2013年度より適用されるのが、企業会計基準第26号である。この会計基準における主な変更点は、退職給付に係る負債の算定方法にある。これまで、退職給付に係る負債は、退職給付債務から年金資産を控除し、ある一定の考慮を加えたものとして算定されてきた。しかしながら、企業会計基準第26号の下では、退職給付債務から年金資産を控除した額が、退職給付に係る負債として計上されることとなる。この「ある一定の考

慮」とは、退職給付会計を構成する要素のうち、従業員のインセンティブへの影響、長期的な損益のバランス、企業経営との関連性等を考慮することによって、遅延認識が適用されている要素、すなわち、過去勤務費用、数理計算上の差異、および会計基準変更時差異のことを表す。これらの要素について、当期に費用として認識されなかった額は、未認識債務として注記でのみ開示されてきた。そのため、退職給付債務の額が年金資産の額を上回っていても、「ある一定の考慮」を加えることによって、貸借対照表に退職給付に係る資産を計上するというケースが度々生じていた。企業会計基準第26号の適用は、このようなケースを無くし、退職給付会計に存在する複雑性を削減するものと考えられる。しかしながら、それと同時に、多くの日本企業は、未認識債務をオンバランスすることによって、財務諸表に負の影響を与えることが予想される。

その点に関し、企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」が公表された際に、日本証券アナリスト協会は、退職給付に係る負債の開示に関して、これまで財務アナリストは注記で開示されてきた未認識債務を考慮して企業評価を行ってきた、とコメントしている。そのため、このコメントからは、企業会計基準第26号適用による未認識債務の貸借対照表での開示は、企業評価にそれほど影響を与えないであろうことが予測される。他方、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下、ASBJ）は、企業の財務諸表への影響の大きさを考慮し、個別財務諸表において、未認識債務を貸借対照表で開示しないことを決定した。

これら2つの側面を考慮し、企業会計基準第26号の適用による企業の財務諸表および評価への影響を予測するため、本論文では、退職給付債務、年金資産、退職給付に係る負債、および退職給付費用の各構成要素における測定・認識方法を明らかにしている。また、退職給付会計基準の設定には、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下、IFRS）の影響を大きく受けているため、日本基準とIFRSとの比較を行うことによって、その設定における日本の社会システムや制度、および日本企業の文化・慣習等の影響を検討している。

本論文の構成は以下のとおりである。参考までにその日本語訳も示している。

<論文構成>

Chapter 1 Introduction

Chapter 2 Japanese Corporate Pension System

Chapter 3 Fair Value of Defined Benefit Obligation

Chapter 4 Determinants of Actuarial Assumptions for Defined Benefit Pension Plans

Chapter 5 Presentation of Defined Benefit Cost

Chapter 6 Fair Value of Plan Assets

Chapter 7 Disclosure of Defined Benefit Liability

Chapter 8 The Effect of Defined Benefit Liability on Firms' Valuations

Chapter 9 Discussion and Summary

References

<日本語訳>

第1章 はじめに

第2章 日本の退職一時金および年金制度

第3章 退職給付債務の公正価値

第4章 退職給付債務に係る基礎率の設定

第5章 退職給付費用の表示方法

第6章 年金資産の公正価値

第7章 退職給付に係る負債の開示方法

第8章 退職給付に係る負債の企業評価への影響

第9章 討議と要約

参考文献

本論文では、第2章において、まず、退職給付会計基準の基礎となる日本における退職一時金および年金制度の概要を説明し、第3章～第6章では、退職給付会計の構成要素である退職給付債務、退職給付費用、年金資産の認識・測定方法、および退職給付債務を算定する際に必要とされる基礎率の設定方法とこれらの構成要素における問題点を明らかにしている。そして、第7章と第8章では、企業会計基準第26号の適用によって、その算定方法に変更が加えられる退職給付に係る負債の財務諸表および企業評価への影響を予測している。

2. 各章の概要

第2章「日本の退職一時金および年金制度」では、これらの制度の歴史、仕組み、および現状について論じている。退職給付に関するシステムや法律は、それぞれの国によって異なる。また、そのシステムや法律は、退職給付会計基準の設定に大きな影響を与えていると想定される。日本における退職給付制度は、1900年代初めより、功勞報酬的な役割を持ち、従業員との労使関係の円滑化および従業員の離職率低下を目的に、企業が退職一時金を給付するようになったことが始まりとされている。その後、1900年代半ばより主に大企業が、諸外国の制度を参考に、社会保障の役割を持つ年金制度の導入を試みるが、税優遇制度が確立されおらず、定着に至らなかった。そして、1962年に適格退職年金制度、1966年に厚生年金基金制度が制定され、企業が年金制度を導入することにより、税制優遇を受けることが可能となった。高度経済成長期を経て、退職一時金および年金制度は普及していった。しかしながら、バブル崩壊に伴い、多くの企業が年金資産運用に大きな問題を抱えることとなる。それと同時に、2000年度より退職給付会計基準が導入され、企業の退職給付に関する積立不足が財務諸表上で明らかになったことにより、企業は、積立不足解消のため、年金制度の移行、制度内容の変更、給付の減額等様々な対応策を講じてきた。そして、それは現在も続いている。ここでは、退職給付会計基準が主として、企業の確定給付制度に関する会計処理に焦点を当てていることから、現行の確定給付制度である厚生年金基金制度と確定給付年金制度を中心に論じている。また、こういった日本における退職給付に関する歴史、仕組みおよび法律は、後に述べる第3章～第8章における退職給付会計基準の内容に影響を与えている。

第3章「退職給付債務の公正価値」では、退職給付債務の認識・測定方法とそこにおける問題点を整理している。退職給付債務は、退職時における従業員に対する債務の見積りであることから、その算定には様々な仮定や予測が必要とされる。退職給付債務の概念は、確定給付債務、累積給付債務、予測給付債務の3つがあり、これらの概念は、受給権の発生していない債務および将来における従業員の昇給を含むか否かにより異なる。現在の日本基準およびIFRSでは、予測給付債務が採用されているが、この給付算定方式には2つの問題点がある。1つは受給権の確定していない債務がなぜ負債として認識できるのかということ、もう1つは将来事象に関わる従業員の昇給がなぜ退職給付債務として認識できるのかということである。これらは従業員の将来における企業に対する継続的なサービスの提供を必要としており、現在の債務ではない。そのため、本章では、これらの問題点に関する先行研究の結果、Discussion Paper: *Preliminary Views on Amendments to IAS19 Employee Benefits* (以下、IAS19DP) において述べられている確定拠出型年金に係る債務評価方式、および Exposure Draft: *Defined Benefit Plans Proposed Amendments to IAS19* (以下、IAS19ED) における将来の昇給を除いた退職給付債務の開示等を参照し、退職給付債務の認識・測定方法を再検討して

いる。

第4章「退職給付債務に係る基礎率の設定」では、退職給付債務を算定する際に必要とされる基礎率のうち、特に重要とされる死亡率、退職率、割引率、予想昇給率、長期期待運用収益率の設定方法について論じている。基礎率の設定は、退職給付債務の額に大きな影響を与える。例えば、ある一定条件の下で、割引率を1%上昇させることによって、ある企業の予測給付債務は約20%減少するであろう、と論じている研究がある。そのため、各企業における基礎率の相違は、退職給付債務および退職給付費用額に影響を与える。また、その変更は、利益操作に繋がる可能性もある。本章では、企業における基礎率の設定と利益操作に関する先行研究を参照し、どのような財務諸表項目が基礎率の設定に影響を与えているかについて述べている。多くの先行研究において論じられていた項目は、収益率、負債比率、年金積立状況、営業活動より生じるキャッシュ・フロー、納税状況、企業規模である。本章では、これらの項目と日本基準で開示が要求されている割引率および長期期待運用収益率の関係性を明らかにしている。

第5章「退職給付費用の表示方法」では、その表示方法における日本基準とIFRSとの相違を明らかにし、その相違がもたらされた理由について考察を行っている。2011年6月に、International Accounting Standard No.19: *Employee Benefits* (以下、IAS19) が改訂された。そこでは、主に、退職給付費用の表示方法について変更が行われており、この変更によって、日本基準との間に多くの相違が生まれている。退職給付費用は、勤務費用、利息費用、過去勤務費用、数理計算上の差異等の項目から構成され、日本基準では、これらすべての項目を退職給付費用として営業費用で認識する。また、過去勤務費用、数理計算上の差異を認識する際、これらが企業の主たる活動と関連していないこと、および従業員のインセンティブに影響を与えるかもしれないことを考慮し、遅延認識が採用されている。他方、改訂されたIAS19においては、すべての項目を即時認識し、その表示方法はそれぞれの費用項目が持つ特性により異なる。勤務費用、過去勤務費用、清算から生じる損益については営業費用として、利息費用は財務費用として、そして、数理計算上の差異および年金資産に関する収益については、これらが各期における退職給付債務および年金資産の変動から生じたものであることから、その他包括利益として計上される。このような日本基準と改訂IAS19の相違は、主として利益概念および利益測定アプローチの違いから生じているものと考え、退職給付費用とこれらの関係性を検討している。

第6章「年金資産の公正価値」では、年金資産として認識するための要件、測定方法、退職給付信託基金について言及し、年金資産が退職給付債務と相殺される理由を検討している。年金資産は、それが従業員の退職給付に使用される目的で積み立てられた資産であることから、他の貸借対照表に計上されている資産と異なる性質を持つ。そのため、他の資産から隔離し、従業員の退職給付を保証するため、資産を年金資産として認識するためのいくつかの要件が設定されている。そして、それらの要件を満たした資産は公正価値で評価される。多くの日本企業は、40～50%を国内外株式に、30～40%を国内外社債に投資し、これらの投資比率は株価の影響により変化する。このように公正価値で認識された年金資産は退職給付債務と相殺され、退職給付に係る負債(資産)として貸借対照表で認識される。企業会計原則において、原則として、貸借対照表に負債と資産が計上される総額主義を採用することが規定されている。しかしながら、退職給付会計基準においては、純額主義が適用されている。本章では、その理由として、主として、その資産が退職給付に充てられるという性質をもつこと、および退職給付債務と年金資産の貸借対照表への影響が非常に大きいことを指摘している。

第7章「退職給付に係る負債の開示方法」においては、日本において2013年度より適用される新しい会計基準（企業会計基準第26号）の下で計上される退職給付に係る負債の財務諸表に与える影響について検討している。これまで、退職給付に係る負債の算定に際し、退職給付債務から年金資産を控除し、ある一定の考慮を加えた額が認識されてきた。この「ある一定の考慮」とは、遅延認識を適用された過去勤務費用、数理計算上の差異、および会計基準変更時差異のうち、その期に認識されなかった部分については、未認識債務として注記でのみ開示するというものである。しかしながら、新しい会計基準の下では、退職給付債務から年金資産を控除した額が退職給付に係る負債として認識されることになる。この会計基準の変更により、多くの日本企業は、財務諸表上に負の影響を与えられるであろうと想定されている。本章では、まず、退職給付に係る負債が負債の定義を満たしているのかということを検討した上で、新しい会計基準における退職給付に係る負債の表示方法について説明を行っている。また、実際のデータを用いて、未認識債務をオンバランスすることによる日本企業の財務諸表および財務指標への影響を予測している。

第8章「退職給付に係る負債の企業評価への影響」では、第7章で予測された会計基準の変更が財務諸表および財務指標へ及ぼす負の影響を踏まえ、新しい会計基準の下で未認識債務がオンバランスされることによる企業評価への影響を実証している。ここでは、主要な貸借対照表および損益計算書項目とオンバランスされている退職給付に関する項目を含めたモデルとこれにオフバランスされている退職給付に関する項目、すなわち年金資産および未認識債務を加えたモデルをそれぞれ重回帰分析し、それらの結果を比較することにより、企業会計基準第26号の導入が企業評価に与える影響を予測している。それらの結果は、オンバランス項目はすべて0.1%レベルで有意、また、退職給付に関するオフバランス項目についても5～10%レベルで有意となっていた。しかしながら、それらのモデルの自由度調整済み決定係数にほとんど差異はなかったことから、退職給付に関するオフバランス項目の企業評価への影響力が、他のオンバランス項目に比べ、相対的に弱いことを示していた。また、モデルの優劣を比較するため、同様のモデルを使って、基本的には尤度比検定の応用である Vuong 検定を行った。その計量分析の結果についても、オフバランス項目を含んだモデルの方が、投資家や財務アナリストに対して追加的情報を提供していると示していた。従って、これらの結果から、現在オフバランスされている未認識債務は、企業評価へ影響を与えているものの、その影響力は弱いものとなっているが、企業会計基準第26号の下で、それらが貸借対照表にオンバランスされることにより、企業評価に対する影響力がより高まるであろうことを本章では提案している。

論文審査結果の要旨

1. 本論文の意義

本論文の意義は、退職給付債務、年金資産、退職給付に係る負債等、退職給付会計を構成するそれぞれの要素における問題点を明らかにし、それらについて検討を行った上で、日本において2013年度より適用される新しい退職給付会計基準の企業評価への影響を予測している点である。また、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下、IASB）とのコンバージェンス・プロジェクトが進められる中で、日本基準とIFRSとの相違を明らかにし、それらの相違がもたらされた理由を考察している点にも本論文の意義が認められる。

退職給付会計基準について、IASBが2008年にIAS19DP、2010年にIAS19EDを発行、そして2011年にIAS19を改訂、また、ASBJについては、2012年に退職給付に係る会計基準を改訂したことから分かるように、その会計基準の複雑性および他の会計基準との整合性から多岐にわたる見直しが行われている。近年における大幅な会計基準の変更を含めた退職給付に関する構成要素の検討を網羅的に行っている先行研究はまだ数

少ない。本論文では、これまでの会計基準の変遷を辿り、現行の会計基準が採用されるに至る経緯および理由を述べている。また、退職給付会計は、それぞれの国における退職一時金や年金制度の影響を大きく受け、成立していることから、日本基準とIFRSの相違を考察することにより、日本基準の持つ特徴やそれに対する日本の社会的・文化的影響が本論文で明らかにされている。

本論文では、理論的側面から、特に①退職給付債務の評価方法、②基礎率の設定とその利益操作への影響、および③退職給付費用の表示方法、の3点を退職給付における主要な問題として取り上げ、それらに対しある一定の示唆を与えている。

まず、退職給付債務の評価方法については、現在、3つの概念が存在し、日本基準およびIFRSは予測給付債務という概念を適用している。しかしながら、IASBは、IAS19DPにおいて、受給権の確定していない債務の認識と従業員の将来における昇給の考慮がその概念に含まれていることを問題点として挙げている。これらの点に関し、本論文では、負債の概念および他の会計基準との整合性を考慮し、受給権の確定していない債務については、IAS19DPが提案している確定拠出型年金に関する債務の公正価値評価において、想定される多くのリスクが反映されていること、および受給権が将来的に確定するであろうリスクを企業の過去の経験により予測可能であることを理由として、受給権が確定するであろうリスクを含めて退職給付債務を算定すべきであると主張している。また、従業員の将来における昇給の考慮については、経済状況の影響を非常に大きく受けること、および将来事象に関わることであることから、それを考慮することにより、退職給付債務の算定に多くの不確実性を持ち込むことになるため、将来における昇給は退職給付債務の算定に含むべきではないと提案している。

次に、基礎率の設定とその利益操作への影響については、基礎率の設定が国および企業によって相違すること、およびその設定の相違により、退職給付債務および退職給付費用の額に大きな影響を与えることを指摘している。日本基準の下では、割引率と長期期待運用収益率について開示が求められており、これらは経済状況の影響を受けるため、他の基礎率よりも変動が激しい。従って、本論文では、これらの率と企業の利益操作との関連性を論じた先行研究を参照し、収益率、年金積立状況、営業活動から生じるキャッシュ・フロー、および納税状況の額が低く、負債比率が高い企業は、退職給付債務および退職給付費用減額のため、比較的高い割引率および長期期待運用収益率を採用している可能性が強いことを指摘している。

そして、退職給付費用の表示方法については、2011年にIAS19が改訂され、その表示方法が日本基準と大きく乖離したことから、日本基準とIFRSとの差異を明らかにした上で、それらの差異が会計上の利益観および利益概念の違いから生じていると主張している。これらの理由は、日本基準における特性を表しており、日本基準がより企業の主たる活動に焦点を置き、他の活動からの変動性をできる限り排除しながら損益を測定しているためであると指摘している。これら3つの問題点に関して、現在も様々な議論がなされており、本研究はそれらに貢献を示すものと考えられる。また、IASBとのコンバージェンス・プロジェクトが進められる中、今後解決すべき論点を主張している。

そして、最後に、本論文は、新しい退職給付会計基準の企業評価に対する影響に関する実証研究を行うことによって、論文を締めくくっている。この実証研究では、重回帰分析を行うことにより、注記で開示されている未認識債務が、企業評価、すなわち株価に影響を与えていたことを主張している。また、Vuong検定を通して、退職給付に係るオフバランス項目が投資家や財務アナリストに対し、追加的情報を提供していたことを明らかにしている。しかしながら、重回帰分析で取り扱われた退職給付に関する項目のうち、オフバランス項目の係数がオフバランス項目の係数よりも統計的に有意に高かったことから、未認識債務の開示が注記から貸借対照表に移行することにより、企業評価に対する影響がより高まるであろうと推測している。また、これらの債務は、社会的状況や経済環境の影響を受けるため、企業の財政状態によっては少なからぬ変動性を持ち込むことになるであろうと指摘している。これらの計量分析の結果は、2013年度より企業会計

基準第26号が適用されるにあたり予測される、企業の財務諸表や評価への影響に関する有益な情報を提供していると考えられる。

これらは、退職給付会計の研究に対する本論文の貢献を示すものである。

2. 本論文の課題

このように本論文は退職給付会計の分野に貢献をもたらす優れた研究であるが、次のような課題も残されている。

第一に、本論文では、受給権保護の要件について、日本とアメリカの制度に限定して比較を行い、日本の制度における問題点を明らかにし、受給権の確定していない債務の認識の是非について考察を行っている。アメリカの制度の下では、従業員に一度受給権が与えられると、企業は年金の減額や取上げを行うことはできない。これに対し、日本の確定給付制度においては、日本における退職給付の歴史や構造、および企業文化や慣習により、その要件が十分に確立されていないことを、本論文で論じている。しかしながら、IFRSとのコンバージェンス・プロジェクトの下で、アメリカを含め、多くの国の状況を踏まえて受給権保護について考えていく必要がある。例えば、イギリスでは、企業が従業員の年金に対して即時に受給権を付与する場合があります、その際は、受給権の確定していない債務は存在せず、IASBが提案する債務の負債性に関する問題は生じない。従って、年金受給権の付与条件については各国で事情が異なることから、今後、IFRSを採用している国々の受給権保護の要件について国際的に比較・検討し、受給権の確定していない債務を負債として認識すべきか否かを再度考察することが期待される。

第二に、本論文では、日本基準とIFRSにおける退職給付費用の表示方法の相違について論じ、それらの相違が主として会計における利益観および利益概念の違いからもたらされていると結論付けている。退職給付会計は、将来のある一定時点における債務の算定を行うことから、様々な予測や仮定を必要とする。そのため、退職給付費用についても、それらに関連した様々な項目から構成され、それぞれの項目が異なる性質を持つ。従って、その表示方法に関するさらに踏み込んだ議論を行うため、これらの項目を区分表示することの是非、および区分表示することによる企業の損益計算書への影響を考察することによって、IASBとのコンバージェンス・プロジェクトにより役立つ退職給付費用に関する情報が提供できると考えられる。

第三に、本論文では、企業会計基準第26号が適用される以前、すなわち、未認識債務を考慮し、算定された退職給付に係る負債の額を使用して、実証研究を行っている。この実証研究の結果が示すとおり、注記で開示されていた未認識債務が貸借対照表で認識されることにより、総資産、総負債、および純資産の額に変動を与え、そのバランスが変化することにより、実際に企業評価に影響を与えるのか否かを考察するため、企業会計基準第26号適用後の企業データを用いて今後も継続的に研究を行っていくことが期待される。

本論文にはこうした課題が残されているが、これらは決して本論文の価値を損なうものではない。また、IAS19DPで様々な退職給付に関する問題点が明らかにされているように、今後退職給付債務の評価方法を中心として、退職給付会計における大幅な見直しが行われる可能性は高く、さらなる研究の蓄積が望まれるテーマであるといえよう。その意味から、残された課題に取り組み、今後の研究成果を上げることが大いに期待される。とくに、わが国上場企業の膨大な財務データはデータベース化されているとはいえ、これを独自の視点から丹念に精査し、決算発表時の株価データを手作業で入力するという手間のかかる作業をしたうえで、実証研究の手を休めなかった粘り強さは高く評価されるべきであろう。

これらを総合的に勘案して、審査委員としては、本論文提出者が博士（商学）の学位を受けるのに値するものと判断する。